

なは市民活動支援センター

利用登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、なは市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、那覇市において、社会貢献活動に関わる民間非営利の市民活動団体及び個人に、事務室、支援ブース、会議室、研修室、印刷機、機材貸出等の設備及び各種サービスを提供し、市民活動の継続、発展、自立への支援を行うとともに、協働による地域の活性化に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 センターを利用することができるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 民間非営利団体
- (2) 指定管理者が適当と認める団体及び個人

2 前項に該当するもので、利用の承認を受けたもの（以下、「利用者」という。）

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、月曜日・火曜日・木～土曜日は午前9時から午後10時（最終受付は午後9時30分）、日曜日および水曜日は午前9時から午後5時（最終受付は午後4時30分）とする。また、センターの閉館日は利用できない。ただし、当センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第4条 センターの利用料は、なは市民協働プラザ条例の及びなは市民活動支援センター規則の規定及びなは市民活動支援センター利用料金料に基づき算定するものとする。

- 2 利用者は、前項の規定に係る利用料について、定められた期日までに納付しなければならない。
- 3 センター長は、物価の変動・利用料の均衡上に伴い、利用料を変更する必要があると認めたとき、なは市民協働プラザ条例の及びなは市民活動支援センター規則の規定及びなは市民活動支援センター利用料金料に基づき、利用料を変更することができる。

(利用料の不還付)

第5条 既に支払われた利用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) センターの責めに帰する理由によりセンター施設の利用ができなくなったとき
- (2) センター長がその特別の理由があると認めたとき

(利用の申請)

第6条 利用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、利用登録申請書に次に掲げる書類を添えて、センター長に提出しなければならない。

- (1) 所在地を証明できるもの（法人格を有する申請者にあつては、定款等）
- (2) その他センター長が必要と認める書類

(利用承認の制限)

第 7 条 センター長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、その利用登録申請を不承認とすることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は、善良の風俗を害する恐れがあるとき
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき
- (4) 政治活動、宗教活動を主たる目的と認められるとき
- (5) 管理上支障があるとき

(利用の承認)

第 8 条 センター長は、なは市民協働プラザ条例及び、なは市民活動支援センター規則の規定に基づき、利用登録申請書等の書類を審査し、利用登録に係る承認の可否を 1 週間以内（土日祝祭日除く）に決定し、通知するものとする。

(利用登録の取り消し等)

第 9 条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用登録の取り消しをすることができる。

- (1) 虚偽、その他不正の手段により承認を受けたとき
- (2) 施設の利用承認に付された条件に違反したとき
- (3) 施設の管理及び運営上支障があると認めたとき
- (4) その他その利用を不相当と認めたとき

(利用者の義務)

第 10 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該機関の長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名の等登録情報に変更があつたとき
- (2) 当センターの施設を損傷し、又は滅失したとき

2 利用者は、センター内で知り得た個人・団体等の機密情報を他にもらしてはならない。

(損害賠償)

第 11 条 利用は、センター施設の利用に関してセンターの施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又はセンター長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。